

固定資産税(償却資産)申告の手引き



平素は、本市税務行政に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、償却資産を所有されている方は、地方税法第383条の規定により、「毎年1月1日現在所有している償却資産を、1月31日までに償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない。」とされています。

つきましては、この手引きを御覧いただき、申告期限までに申告書を御提出くださいますようお願いいたします。

I 償却資産の概要

1 償却資産とは

固定資産税の課税客体となる「償却資産」とは、会社や個人で工場や商店などを経営しておられる方が、土地および家屋以外の事業の用に供することができる構築物、機械及び装置、車両及び運搬具、工具・器具及び備品等の固定資産をいいます。ただし、鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産および自動車税や軽自動車税の課税対象となるものは除きます。

「事業の用に供することができる」とは、現に事業の用に供している資産が含まれることはもちろんのこと、事業の用に供する目的をもって所有され、かつ、それが事業の用に供することができると認められる状態を言います。

2 申告の対象となる資産

1月1日現在において、減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上損金または必要な経費に算入される資産(地方税法第341条第4号)

なお、次のような資産も申告対象となります。

- ① 償却済資産(耐用年数が経過した資産)
- ② 建設仮勘定で経理されている資産(1月1日現在、その全部または一部を事業の用に供している資産)
- ③ 簿外資産
- ④ 遊休または未稼働の資産(いつでも稼働できる状態にある資産)
- ⑤ 改良費(資本的支出)
- ⑥ 資産の所有者が他の者に貸し付けている資産(リース資産)
- ⑦ 福利厚生の用に供するもの
- ⑧ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却、特別償却、割賦償却している資産
(例)中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入特例

3 償却資産の種類と具体例

資産の種類	対象となる償却資産の例示
構築物	門、塀、フェンス、緑化施設(芝生、花壇、樹木、屋外散水設備等)、舗装路面、広告塔、土木設備、ビニールハウス、屋外給排水設備等の外構工事 など
建物附属設備	空調設備、ボイラー設備、発電機、厨房設備、給排水、ガス設備、屋外の照明設備、昇降機設備、消火・災害報知器等 など
機械及び装置	太陽光発電設備(下記参照)、加工機械、製造機械、工作機械、冷凍・冷蔵業用設備、紡績設備、木工機械、土木建設機械、クリーニング設備、道路運送車両法に規定する大型特殊自動車(分類番号が「0」、「00～09 および 000～099」)、その他各種業務用機械および装置 など
船舶	漁船、ボート、ヨット など
航空機	グライダー、ヘリコプター など
車両及び運搬具	道路運送車両法に規定する大型特殊自動車(分類番号が「9」、「90～99 および 900～999」) など
工具・器具及び備品	事務机、いす、パソコン等 OA 機器、キャビネット、ルームエアコン、応接セット、電話、じゅうたん、看板、金庫、室内装飾品、通信設備、時計、自動販売機 など

■ 太陽光発電設備を設置した場合について

太陽光発電設備も償却資産に該当し、設置者、発電規模等により課税の対象となる場合があります。次の表を参考に、課税対象となる場合は、償却資産の申告が必要です。



設置者	10キロワット以上	10キロワット未満
個人(住宅用)	売電する場合は事業用資産となるため、課税対象となります。	事業用資産とはならないため、課税対象外です。
法人、 個人(事業用)	事業の用に供している資産になりますので、発電出力量や全量売電か余剰売電に関わらず、課税対象となります。 ※売電しない場合でも申告が必要です。	

※ 太陽光パネルについて、家屋に一体の建材（屋根材など）として設置されているものは、課税対象外です。

■ 農業経営している場合も償却資産の申告が必要です。



農業に関する償却資産には、次のようなものが該当します。

該 当 例

田植機、稲刈機、耕運機、管理機、ハロー、ツインモア、プラウ、コンバイン、ビニールハウス、乾燥機、トラクター(自動車税・軽自動車税が課税されているものを除く)、動力噴霧器、高圧洗浄機 など

4 申告の対象とならない資産

- ① 自動車税(種別割)、軽自動車税(種別割)の課税対象となるべきもの
- ② 無形減価償却資産(特許権、ソフトウェア、商標権、鉱業権 など)
- ③ 繰延資産(開業費、開発費、創立費 など)
- ④ 少額資産で次のもの
 - ア 耐用年数が1年未満または取得価格が10万円未満の資産で、税務会計上一時に損金算入しているもの
 - イ 取得価格が20万円未満の資産で、税務会計上3年間で一括償却しているもの
 - ウ リース資産で、取得価格が20万円未満のもの

30万円未満	中小企業者等の少額資産特例 (租税特別措置法第28条の2、第67条の5、 旧租税特別措置法第67条の8ほか)			個別に減価償却しているもの	
20万円未満	ウ 法人税法第64条の2第1項、 イ 法人税法施行令第133条の2第1項、 所得税法施行令第139条第1項				
10万円未満	ア 法人税法施行令第133条、 所得税法施行令第138条				
	課税の対象となる資産		課税の対象とならない資産		

5 割賦販売およびリース取引の納税義務者

	割賦販売		ファイナンス・リース		オペレーティング・リース	レンタルの場合
	通常	所有権留保付	所有権移転 外リース	所有権移転 リース		
物件の所有者	買主	売主と買主 の共有物	リース会社	リース会社と 借主の共有物	リース会社	レンタル会社
固定資産税の 納税義務者	買主	原則買主	リース会社	借主	リース会社	レンタル会社

6 償却資産と家屋の区分

家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって、家屋の効用を高める建築設備については、原則として「家屋」として取り扱いますが、独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産または業務の用に供されるものは、「償却資産」として取り扱います。次の表は、主な設備等の例示です。

設備の種類	償却資産とするもの(申告が必要)	家屋とするもの(申告不要)
発変電設備	自家用発電設備、受変電設備	
電灯照明設備	ネオンサイン、投光器、スポットライト	屋内照明設備、分電盤、配線
電話・監視カメラ設備	電話機、交換機等の機器、受像機、カメラ	配線、配管
消防設備	消火栓設備のホース・ノズル、消火器	消火栓設備、スプリンクラー
避雷・換気・衛生設備		設備一式
ガス・給排水設備	特定の生産または業務用設備、屋外設備	左記以外の設備
冷暖房設備	ルームエアコン(取り外し可のもの)	家屋と一体となっている設備
厨房・洗濯設備	顧客の求めに応じる(飲食店、旅館、百貨店等)サービス設備	サービス設備以外の設備
運搬設備	ベルトコンベア、垂直搬送機	エレベーター、小荷物専用昇降機
その他設備	カーテン、ごみ処理設備、駐輪設備	自動ドア、シャッター、カウンター

(注)家屋の所有者以外の方(店舗のテナント等)がその事業の用に供するために取り付けた家屋の附帯設備については、償却資産として取り扱います。当該設備は、取り付けた店舗のテナント等の方が償却資産として御申告ください。

7 固定資産税と国税の取扱いの相違点

項目	固定資産税(償却資産)の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	賦課期日1月1日	事業年度
減価償却の方法	固定資産評価基準に定める減価率	定率法または定額法
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません(本来の取得価格で申告が必要)	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます
増加償却	認められます	認められます
評価額の最低限度額	取得価格の5%	備忘価格(1円)
改良費(資本的支出)	区分評価(本体資産と分けて申告が必要)	原則区分評価(一部合算評価)

II 償却資産の評価と課税の仕組み

1 税額の計算方法

- ① 儗却資産の評価は、1品ごとの取得年月日、取得価格および耐用年数により、賦課期日(1月1日)現在の評価額を算出します。

« 前年中に取得した資産 »

$$\text{取得価格} \times (1 - \text{減価率}/2) = \underline{\text{評価額}}$$

« 前年前に取得した資産 »



$$\text{前年度評価額} \times (1 - \text{減価率}) = \underline{\text{評価額}}$$

※ 評価額が取得価格の5%を下回る場合は、取得価格の5%の額が評価額となります。

- ② 各資産の評価額の合計(決定価格)が課税標準額(千円未満切り捨て)となります。

※ 課税標準の特例の適用を受ける資産がある場合は、該当資産の評価額にそれぞれ特例率を乗じて得た額をもとに課税標準額を算出します。

※ 課税標準額が免税点(150万円)未満の場合は課税されません(免税点未満でも申告は必要です。)。

- ③ 課税標準額 × 税率(1.4%) = 固定資産税額(百円未満切り捨て)

■ 税額の計算例(概算)

次の3つの資産を所有している場合の令和7年度固定資産税額を算出します。なお、課税標準の特例が適用される資産はないものとして算出しています。

資産1) 太陽光発電設備…令和4年11月取得、取得価格7,500,000円、耐用年数17年

資産2) 給排水工事…令和5年3月取得、取得価格985,000円、耐用年数15年

資産3) パソコン…令和6年5月取得、取得価格250,000円、耐用年数4年

① 資産1 7,500,000円 × 0.936 × 0.873 × 0.873 = 5,350,145円

資産2 985,000円 × 0.929 × 0.858 = 785,125円 (令和7年度評価額)

資産3 250,000円 × 0.781 = 195,250円

② 資産1 5,350,145円 + 資産2 785,125円 + 資産3 195,250円 = 6,330,000円 (千円未満切り捨て)
(令和7年度課税評価額)

③ 6,330,000円 × 1.4% = 88,600円 (百円未満切り捨て)
(令和7年度固定資産税額)

2 固定資産評価基準に定める減価率

耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		1-r/2	1-r			1-r/2	1-r			1-r/2	1-r
2	0.684	0.658	0.316	16	0.134	0.933	0.866	31	0.072	0.964	0.928
3	0.536	0.732	0.464	17	0.127	0.936	0.873	32	0.069	0.965	0.931
4	0.438	0.781	0.562	18	0.120	0.940	0.880	33	0.067	0.966	0.933
5	0.369	0.815	0.631	19	0.114	0.943	0.886	34	0.066	0.967	0.934
6	0.319	0.840	0.681	20	0.109	0.945	0.891	35	0.064	0.968	0.936
7	0.280	0.860	0.720	21	0.104	0.948	0.896	36	0.062	0.969	0.938
8	0.250	0.875	0.750	22	0.099	0.950	0.901	37	0.060	0.970	0.940
9	0.226	0.887	0.774	23	0.095	0.952	0.905	38	0.059	0.970	0.941
10	0.206	0.897	0.794	24	0.092	0.954	0.908	39	0.057	0.971	0.943
11	0.189	0.905	0.811	25	0.088	0.956	0.912	40	0.056	0.972	0.944
12	0.175	0.912	0.825	26	0.085	0.957	0.915	41	0.050	0.975	0.950
13	0.162	0.919	0.838	27	0.082	0.959	0.918	42	0.048	0.976	0.952
14	0.152	0.924	0.848	28	0.079	0.960	0.921	43	0.045	0.977	0.955
15	0.142	0.929	0.858	29	0.076	0.962	0.924	44	0.043	0.978	0.957
				30	0.074	0.963	0.926	45	0.041	0.979	0.959

3 課税標準の特例について

地方税法第349条の3および同法附則第15条等に規定される資産を新たに取得した場合で、一定の要件に該当するものについては課税標準の特例が適用され、税負担が軽減されます。

特例適用の資産を申告する際は、申告書に特例に該当することを証する書類を添付して申告してください。

(例) 先端設備等導入計画に基づいて取得した設備、再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金の交付を受けた太陽光発電設備など

4 非課税について

地方税法第348条および同法附則第14条に規定する資産については、固定資産税は課税されません。該当する償却資産を所有されている方は、「固定資産税の非課税規定適用申告書」および非課税に該当することを証する書類を添付して申告してください。なお、使用用途の異動等により非課税要件に該当しなくなつた場合は、「固定資産税の非課税理由消滅申告書」により申告してください(申告書については、市税務課まで御連絡ください。)。

(例) 国、都道府県、市町村、特別区、これらの組合および財産区が公用または公共の用に供するもの

5 減免について

償却資産が災害により被害を受けた場合など、米原市税条例第 71 条で定める要件に該当する場合は、固定資産税の減免を受けることができます。該当する償却資産を所有されている方は、「固定資産税減免申請書」(市公式ウェブサイトからダウンロードすることができます。)を提出してください。

※ 手続きにつきましては、事前に市税務課までお問合せください。

6 申告漏れや不申告等について

資産の申告漏れや申告内容の修正による賦課決定については、その資産の取得年の翌年度まで(地方税法第 17 条の5第5項の規定により5年まで)遡及し、課税することとなります。

また、正当な理由がなく申告されなかった場合や、虚偽の申告をされた場合についても同様に、過年度(地方税法第 17 条の5第7項に該当する場合は7年まで)に遡って課税することになるほか、地方税法第 385 条または同法第 386 条の規定により罰金や過料が科されることがあります。

7 実地調査等の御協力のお願い

申告された償却資産の内容を確認するために、地方税法第 353 条および同法第 408 条の規定に基づき、市役所税務課職員が、お問合せや資料提供のお願い、実地調査にお伺いさせていただき、質問、帳簿書類、現物確認等をさせていただくことがあります。御理解と御協力をお願いします。



III 償却資産の申告の仕方

1 申告書の提出方法

■ 提出先・お問い合わせ先

〒521-8501 滋賀県米原市米原1016番地

米原市役所 市民部税務課

TEL 0749-53-5115 (平日 午前9時から午後4時45分まで)

FAX 0749-53-5118 / E-mail zeimu@city.maibara.lg.jp

※ 郵送により申告書を提出される方で、申告書の控えが必要な方は、欄外に「控え用」と記載した複写の申告書と切手を貼った返信用封筒を同封してください。

■ 提出期限

毎年1月31日(週休日の場合は翌日)

※ 令和8年度償却資産申告書(令和8年1月1日現在所有されている資産の申告)の提出期限は、令和8年1月31日(土)です。

■ 提出物

(1) 初めて申告される方

申告区分	償却資産 申告書	種類別明細書	その他・留意事項	
		増加資産 ・全資産用		
申告資産がある	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	1月1日現在の全ての資産を記入してください。	
申告資産がない	<input type="radio"/>		18備考欄に「資産なし」と記入してください。	

(2) 前年度に申告された方

申告区分	償却資産 申告書	種類別明細書		その他・留意事項
		増加資産 ・全資産用	減少用	
資産に増減がある	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	増加資産は「増加資産・全資産用」に、減少資産は「減少用」に記載してください。 市からの申告案内通知に同封している種類別明細書により申告される場合は、P13の書き方を御覧ください。
資産に増減がない	<input type="radio"/>			18備考欄に「資産の増減なし」と記入してください。

申告区分	償却資産 申告書	種類別明細書		その他・留意事項
		増加資産 ・全資産用	減少用	
閉鎖、資産を市外移転等により申告対象でなくなった	○			18 備考欄に「廃業、解散、市外転出、売却等」の理由と事由発生日を記入してください。
所有者死亡による相続があった	○	△	△	▷申告書の所有者氏名欄に相続人の氏名を記載し、18 備考欄に被相続人の氏名と相続した日を記入してください。 ▷資産に増減があった場合は、種類別明細書も併せて提出してください。

- ※ 償却資産申告書に押印の必要はありません。
- ※ 償却資産申告書、種類別明細書は市公式ウェブサイトからダウンロードできます。
- ※ 課税標準の特例適用資産がある場合は、種類別明細書の対象資産の備考欄にその旨を記載し、特例に該当することを証する書類を添付して申告してください。

2 電子申告(eLTAX)について

申告書の提出は、インターネットを利用した電子申告サービス(eLTAX)を御利用いただけます。なお、eLTAX では、償却資産の申告のほかに、法人市民税、個人住民税の給与支払報告書などの提出もできます。詳しくは、eLTAX ホームページを御覧ください。

eLTAX ホームページ

<https://www.eltax.lta.go.jp>

償却資産に関する特設ページ

<https://www.eltax.lta.go.jp/news/02617>

3 申告書の書き方

償却資産申告書の書き方 …P10

種類別明細書(増加資産・全資産用)の書き方 …P11

種類別明細書(減少用)の書き方 …P12

市からの申告案内通知に同封している資産が印字された種類別明細書により申告する場合の書き方 …P13

償却資産申告書の書き方

受付 提出する年月日を記入ください。		令和8年1月31日	令和8年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳)		※ 所有者コード 米原市内において事業を開始した年月日を記入ください。		
所有者	(フサガ) 1.住所 〔又は納税通 知書送達先〕 滋賀県米原市米原1016番地 (電話: 0749-53-5115)	T 521-8501 カワシガシマバシ 株式会社 米原市 代表取締役社長 米原 太郎 (屋号)		3 個人番号又 は法人番号 667890123	8 短縮耐用年数 の承認 有・無		
	(フサガ) 2.氏名 〔法人にあつ てはその名 称及び代 表者の氏名〕 ダヒョウトリマリヤクシャチョウ マイバラ タロウ 代表取締役社長 米原 太郎 (電話: 0749-53-5118)	4 事業種目 (資本金等の額) 建設業 (10 百万円)	9 増加償却の届出 有・無				
	5 事業開始年月 令和3年8月	10 非課税該当資産 有・無					
	6 この申告に応答する者の 係及び氏名 経理係 米原一郎 (電話: 0749-53-5118)	11 課税標準の特例 有・無					
	7 税理士等の 氏名 琵琶湖会計事務所 滋賀 琵琶子 (電話: 0749-53-5100)	12 特別償却又は 短縮記帳 有・無					
	13 税務会計上の 償却方法 定率法・定額法	14 青色申告 有・無					
資産の種類 前年前に取得したもの (イ) 前年中に減少したもの (ロ) 前年に取得したもの (ハ) 計(イ)-(ロ)+(ハ) (ニ)		15 市(区)町村内 における事業所 等資産の所在地 1. 米原市内に2か所以上の事業所 等資産の所在地があれば、記入 してください。 2. リース資産があれば所有者の住 所、氏名を記入してください。					
1 構築物 十億 百万 千 円 300 000	2 機械及び 装置 46 503 000	3 船舶 1 500 000	4 航空機 15 880 000	5 車両及び 運搬具 6 工具、器具 及び備品 3 308 000	6 合計 50 111 000	7 前年に取得したもの (イ) 前年中に減少したもの (ロ) 前年に取得したもの (ハ) 計(イ)-(ロ)+(ハ) (ニ)	8 前年に取得したもの (イ) 前年中に減少したもの (ロ) 前年に取得したもの (ハ) 計(イ)-(ロ)+(ハ) (ニ)
十億 百万 千 円 2 980 000	十億 百万 千 円 60 883 000	十億 百万 千 円 3 280 000	十億 百万 千 円 3 308 000	十億 百万 千 円 18 860 000	十億 百万 千 円 67 471 000		
資産の種類 評価額(手) ※ 決定期(手)		16 傷却資産 (有・無) 貸主の名称等 米原市長岡1206番地 米原市リース(株)					
1 構築物 今回申告する種類別明細書(減少用)の取得価格を転記してください。		17 事業用家屋の所有区分 自己所有・借家					
2 機械及び 装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び 運搬具 6 工具、器具 及び備品 7 合計		18 備考(添付資料書類) ▷ 資産に増減がない場合、「資産の増減なし」と記入 ▷ 廃業、解散、市外転出、売却等により申告対象でなくなった場合、理由と事由発生日を記入 ▷ 資産の相続があった場合、被相続人と相続日を記入(相続人は、所有者欄に記入) ▷ その他、この申告に関する連絡事項があれば記入してください。					
電算処理による申告以外は、記入不要です。							

種類別明細書（増加資産・全資産用）の書き方

※この用紙は、資産の新規取得または計上漏れがある場合に使用してください。

令和8年度

※ 所有者コード

種類別明細書(增加資產・全資產用)

所 有 者 名 1枚のうち
株式会社 米原市 1枚

種類別明細書（減少用）の書き方

※この用紙は、売却、滅失、市外への移動等による減少資産がある場合に使用してください。

令和8年度

※ 所有者コード

種類別明細書(減少用)

所 有 者 名	1 枚のうち
株式会社 米原市	1 枚

資産が印字された種類別明細書で申告する場合の書き方

※ 所有者コード		種類別明細書(増加資産・全資産用)												1枚のうち					
変更前		所 有 者 名												1枚					
行番号	資産の種類 コード	資産の名称等	数量	取得年月			(イ) 取得価額			耐用年数	(ロ) 減価残存率	(ハ) 働額			※課税標準の特例		課税標準額	事由	摘要
				年号	年	月	十億	百万	千	円		十億	百万	千	円				
01	2	10 コンプレッサー	1	H	4	3	十億	百万	千	円	10		十億	百万	千	円			
02	2	20 受電設備	1	S	63	11		1	350	000	10								
03	2	30 ドリル研削盤	1	H	31	10		2	500	000	10								
04	2	40 自動溶接機	1	R	3	5			115	000	10								
05	2	50 研磨機	2	R	3	5			300	000	10								

※ 所有者コード		種類別明細書(増加資産・全資産用)												1枚のうち					
変更後		所 有 者 名												1枚					
行番号	資産の種類 コード	資産の名称等	数量	取得年月			(イ) 取得価額			耐用年数	(ロ) 減価残存率	(ハ) 働額			※課税標準の特例		課税標準額	事由	摘要
				年号	年	月	十億	百万	千	円		十億	百万	千	円				
01	2	10 コンプレッサー	1	H	4	3	十億	百万	千	円	10		十億	百万	千	円			
02	2	20 受電設備	1	S	63	11		1	350	000	10							2	
03	2	30 ドリル研削盤	1	H	31	10		2	500	000	10								
04	2	40 自動溶接機	1	R	3	5			115	000	10							4	
05	2	50 研磨機	2	R	3	5		1	50	000	10							2	

【減少した資産がある場合】
減少した資産を赤のボールペン等で抹消してください。
このとき、事由の欄に事由番号を記入ください。

【内容に変更がある場合】
資産の内容の一部に変更がある場合、赤のボールペン等で抹消の上、新しい内容と事由の欄に事由番号を記入してください。

【増加資産がある場合】
余白部分に追加記載するか別紙白地(何も記入のない明細書)に記載ください。

- 【減少の事由番号】
- 1 売却 (前年中に資産の全部または一部を売却した場合)
 - 2 減失 (前年中に資産の全部または一部を減失した場合)
 - 3 移動 (前年中に資産の全部または一部を移動した場合)
 - 4 その他 (同封の前年度の資産明細書の内容で種類・名称・数量・取得年月・耐用年数に変更または誤りがある場合)
- * 前年中は、前年の1月2日から本年の1月1日を指します。

事由の注意
同封の前年度の資産明細書の取得価格に誤りがあり、正しい取得価格が修正前を下回る場合は事由番号を「2」とし、上回る場合は事由番号を「4」とし摘要欄に「増加」と記入してください。